

令和4年（2022年）3月25日
 午前10時30分～午前11時
 於：高層棟4階 特別会議室
 行政経営部企画財政室

令和3年度 第10回政策会議 吹田市第4次総合計画中間見直しの基本方針について

第4次総合計画策定後の動向（中核市移行、コロナの影響など）を踏まえ、「中間見直し」として、基本計画を見直します。

計画期間を前半（令和元～5年度）と後半（令和6～10年度）に分け、令和4～5年度の2か年で、見直し作業を行うこととします。

1 中間見直しの方向性

基本計画（政策・施策、財政運営の基本方針など）について、策定後の主な動向などを踏まえ、計画期間の折り返しを迎える機会に「中間見直し」として、必要に応じた「増補」「追補」と時点修正を行います。

合わせて、附属資料及び基礎資料集も見直しを行うこととします。

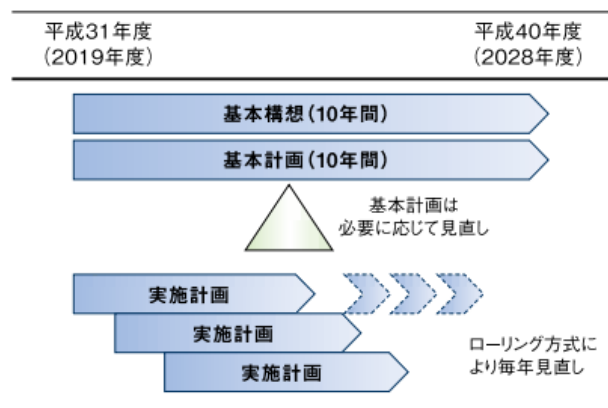
（冊子p7 II.総合計画の概要 3.計画の期間 より）

3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は5年間とし、*ローリング方式により毎年度見直しを行います（図表II-2）。

図表II-2 計画の期間



（吹田市自治基本条例 抜粋）

（総合計画）

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

2 策定後の主な動向

- (1) 中核市移行(とりわけ保健所設置市としての感染症や地域医療に関連する役割)
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響(とりわけデジタル化やキャッシュレスへの対応)
- (3) 災害の頻発、暑熱環境の悪化
- (4) SDGsへの貢献・寄与
- (5) 個別計画等の策定や改定など

3 業務体制

名称		構成	目的・内容
【庁内組織】 総合計画策定委員会	策定委員会	副市長(委員長)及び部長級以上の職員	素案の策定、策定に係る総合調整を行います。
	作業部会	次長級以下の職員	素案の策定のため、具体的な内容の検討を行います。
【附属機関】 総合計画審議会		学識経験者 公募市民 市内公共的団体等代表 関係行政機関の職員	市長の諮問に応じ、審議及び答申を行います。
市民等の参画		オンラインでのアンケート調査、個別計画策定時のアンケート調査等の活用、シンポジウム、パブリックコメントなど	

※総合計画の中間見直しと合わせて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。重複する基礎調査や人口推計の整理及び取組内容の成果の検証などを効果的かつ効率的に進めるとともに、一体的なPDCAサイクルによる進行管理を見据えるなど、それぞれの整合を図ります。

4 主なスケジュール

令和4年 (2022年)	4～6月	プロポーザル方式によるコンサルティング事業者選定、委託契約 総合計画審議会委員選定
	6月～	庁内において素案策定に向けた検討の開始
	11月	総合計画審議会に素案について諮問
	11月	市民シンポジウムの開催
審議会、策定委員会・作業部会など		
令和5年 (2023年)	7月	総合計画審議会から素案について答申
	8月	パブリックコメントの実施
	11月	議会への提案
令和6年 (2024年)	3月	完成、公表